

南佐久郡八千穂村大字穂積1121-1 地籍及び同地籍に隣接する外周の道路を含む区域（面積約8ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

3 八千穂村千曲川河川敷銃獵禁止区域

(1) 区域

南佐久郡八千穂村と佐久町の町村界と千曲川左岸堤防との接点を起点とし、同点から同堤防を南進し、八千穂村と小海町の町村界との交点に至り、同点から同町村界を東進し、千曲川右岸側堤防との交点に至り、同点から同堤防を北進し、八千穂村と佐久町の町村界との交点に至り、同点から同町村界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約60ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

4 湯沢峰銃獵禁止区域

(1) 区域

北佐久郡望月町大字春日地籍の県道湯沢望月線の終点を起点とし、同点から町道頭無線を南西進し、更に東進し、農道湯沢口線との交点に至り、同点から同農道を西南進し、町道湯沢牧場線との交点に至り、同点から同町道を西進し、大字春日と大字協和の大字界に至る尾根との交点に至り、同点から同尾根を西進し、同大字界との接点に至り、同点から同大字界を北進し、春日新田区上に至る尾根との接点に至り、同点から同尾根を西進し、県道湯沢・望月線との交点に至り、同点から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約122ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

5 芸術村公園銃獵禁止区域

(1) 区域

東御市八重原地籍の市道山崎久保線と県道丸子北御牧東部線の交点を起点とし、同点から同県道を南進し、市道菖蒲池北線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道白水南線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道白水中央線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道白水東線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道新池北線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道明神池線との交点に至り、同点から同市道を東南進し、市道開畠3号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道山根坂線との交点に至り、同点から同市道を東進し、広域農道千曲川2期地区との交点に至り、同点から同農道を南進し、市道中八山根線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道山崎日向線との交点に至り、同点から市道山崎久保線を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約53ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

6 奈良原銃獵禁止区域

(1) 区域

東御市大字新張字奈良原地籍の株式会社中部電力所管の塩沢第2水力発電所を起点とし、同点から同社所管の私道を南進し、県道東部嬬恋線との交点に至り、同点から同県道を西進し、市道祢津243号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、西沢川との交点に至り、同点から同川を北進し、国設浅間鳥獣保

護区の境界との交点に至り、同点から同境界を東進し、県道東部嬬恋線との交点に至り、同点から同県道を南進し、塩沢第2水力発電所の送水管との交点に至り、同点から同送水管を南進して起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積約87ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

7 学者村銃獵禁止区域

(1) 区域

小県郡長門町と北佐久郡立科町の町界と長門町大字長久保地籍の民有林29林班と30林班の林班界との接点を起点とし、同点から同林班界を北西進し、林道大呂出線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、一般国道142号との交点に至り、同点から同国道を北西進し、町道サテライト1号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、民有林26林班と27林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を北進し、23林班の林班界との接点に至り、同点から23林班と26林班の林班界を北進し、25林班の林班界との接点に至り、同点から23林班と25林班の林班界を北東進し、22林班と24林班の林班界との接点に至り、同点から22林班と24林班の林班界を北進し、21林班の林班界との接点に至り、同点から21林班と24林班の林班界を西進し、21林班は小班とに小班との接点に至り、同点から同小班界を北進し、21林班い小班との接点に至り、同点から21林班い小班とは小班の小班界を東進し、21林班ろ小班の小班界との接点に至り、同点から21林班い小班とろ小班の小班界を北東進し、20林班と21林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を西進し、20林班は小班とへ小班の小班界との接点に至り、同点から同小班界を北進し、20林班い小班とほ小班の小班界を東進し、20林班ろ小班の小班界との接点に至り、同点から20林班い小班とほ小班の小班界を東進し、20林班ろ小班の小班界を北進し、19林班と20林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を北東進し、18林班の林班界の接点に至り、同点から18林班と19林班の林班界を北西進し、17林班の林班界との接点に至り、同点から17林班と18林班の林班界を北進し、16林班の林班界との接点に至り、同点から16林班と18林班の林班界を北進し、長門町と丸子町の町界との接点に至り、同点から同町界を東進し、北佐久郡立科町との接点に至り、同点から長門町と立科町の町界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約312ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

8 番所ヶ原銃獵禁止区域

(1) 区域

小県郡武石村番所ヶ原地籍の武石川と焼山沢との合流点を起点とし、同点から焼山沢を南西進し、同沢と国有林界との交点に至り、同点から同境界を西進し、武石川との交点に至り、同点から同川を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約181ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

9 獅子ヶ城銃獵禁止区域

(1) 区域

小県郡武石村大字小沢根地籍の民有林72林班は小班と70林班ろ小班との接点を起点とし、同点から72林班と70林班の境界を

- 南進し、武石村と和田村の村界との接点に至り、同点から同村界を南西進し、74林班と国有林との交点に至り、同点から国有林界を北東進し、75林班と76林班の交点に至り、同点から75林班と76林班の林班界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約190ヘクタール）
- (2) 存続期間
平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 10 大狭間銃獵禁止区域
- (1) 区域
小県郡和田村大字野之入地籍の国有林東信森林管理署所管第146林班と追川との交点を起点とし、同点から同川を東進し、同川と第145林班と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、更に西進し、第145林班、第146林班及び民有林の境界との接点に至り、同点から第146林班と民有林の境界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約16ヘクタール）
- (2) 存続期間
平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 11 ますみヶ丘銃獵禁止区域
- (1) 区域
伊那市小沢地籍の市道穴沢線と市道中小沢ますみヶ丘線との交点を起点とし、同点から市道中小沢ますみヶ丘線を南東進し、更に西進し、市道中小沢ますみヶ丘2号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道大坊中の原線との交点に至り、同点から市道大坊横山線を南進し、更に西進し、市道ますみヶ丘4号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道大坊横山線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道荒井横山2号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道ますみヶ丘内萱線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道ますみヶ丘25号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道平沢19号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道平沢13号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道荒井横山線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道西小穴沢線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道穴沢線との交点に至り、同点から同市道を東進し、更に北東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積119ヘクタール）
- (2) 存続期間
平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 12 羽場垣外銃獵禁止区域
- (1) 区域
上伊那郡南箕輪村田畠地籍の一般国道153号と大泉川との交点を起点とし、同点から同川を東進し、天竜川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を南西進し、明神橋との交点に至り、同点から同橋を南東進し、天竜川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を南西進し、新水神橋との交点に至り、同点から同橋を西進し、天竜川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北進し、伊那市と南箕輪村の市村界との交点に至り、同点から同市村界を北西進し、県道南箕輪沢渡線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、一般国道153号との交点に至り、同点から同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約114ヘクタール）
- (2) 存続期間
平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 13 奈良井川銃獵禁止区域
- (1) 区域
松本市芳川野溝地籍の県道松本飛行場線の二子橋東詰を起点とし、同点から奈良井川右岸堤防を南進し、塙尻市洗馬地籍の県道御馬越塙尻停車場線の太田橋東詰に至り、同点から同橋を西進し、同橋の西詰に至り、同点から奈良井川左岸堤防を北進し、県道松本飛行場線の二子橋西詰に至り、同点から松本市道6006号線を北西進し、奈良井川と鎖川の合流点に至り、同点から鎖川の右岸堤防を西進し、仁科橋南詰に至り、同点から同橋を北進し、同橋の北詰に至り、同点から市道7059号線を東進し、島立橋西詰めに至り、同点から市道7097号線、市道8024号線及び市道8049号線を北東進し、県道倭北松本停車場線松島橋西詰に至り、同点から奈良井川左岸堤防を北進し、市道8102号線島橋西詰に至り、同点から同橋を東進し、同橋の東詰に至り、同点から奈良井川右岸堤防を南進し、奈良井川と大門沢川との合流点に至り、同点から大門沢川を南東進し、一般国道19号との交点に至り、同点から同国道を南進し、県道倭北松本停車場線との交点に至り、同点から同県道を西進し、同県道松島橋東詰に至り、同点から市道5004号線、市道5005号線及び市道5029号線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約242ヘクタール）
- (2) 存続期間
平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 14 久保調整池銃獵禁止区域
- (1) 区域
大町市大字平地地籍の市道若宮花見線と久保調整池南東部土羽敷との交点を起点とし、同点から同市道を北西進し、久保調整池管理道との交点に至り、同点から同管理道を北進し、同管理道と大蔵宮堰との交点に至り、同点から同堰を東進し、久保調整池北東部土羽敷との交点に至り、同点から同土羽敷を南進して起点に至る線により囲まれた一円の区域（面積約1ヘクタール）
- (2) 存続期間
平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 15 会染銃獵禁止区域
- (1) 区域
北安曇郡池田町会染地籍の県道大町明科線と町道55号線との交点を起点とし、同点から同町道を東進し、町道1号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、町道434号線との交点に至り、同点から同町道を東進し、中部電力高圧送電線路（北松本・大町線）との交点に至り、同点から同送電線路を南進し、県道大町明科線との交点に至り、同点から同県道を北進し、県道原木戸安曇追分停車場線との交点に至り、同点から同県道を南西進し、池田町と松川村の町村界との交点（高瀬橋）に至り、同点から同町村界を北進し、町道225号線との交点に至り、同点から同町道を東進し、県道大町明科線との交点に至り、同点から同県道を南進して起点に至る線により囲まれた一円の区域（面積約710ヘクタール）
- (2) 存続期間
平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 16 東山銃獵禁止区域
- (1) 区域
北安曇郡白馬村堀之内地籍の村道0102号線と白馬村嶺方簡易

水道との交点を起点とし、同点から同村道を南西進し、村道1020号線との交点に至り、同点から同村道を西進し、村道1019号線との交点に至り、同点から同村道を北西進し、村道1010号線との交点に至り、同点から同村道を北進し、村道1110号線との交点に至り、同点から同村道を西進し、県道白馬美麻線との交点に至り、同点から同県道を北進し、村道1114号線との交点に至り、同点から同村道を西進し、一般国道148号との交点に至り、同点から同国道を北進し、村道1058号線との交点に至り、同点から同村道を北東進し、姫川との交点(姫川橋)に至り、同点から同川を北東進し、飯森沢との合流点(平川合流点)に至り、同点から同沢を南東進し、郷尺窪山(1,059メートル)に至り、同点から郷尺尾根を南進して起点に至る線により囲まれた一円の区域(面積約424ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

17 大洞銃獣禁止区域

(1) 区域

上水内郡小川村大字稻丘日本記地籍の県道信濃信州新線と県道小川長野線との交点を起点とし、同点から県道信濃信州新線と村道9号線との交点に至り、同点から同村道を北進し、村道9号線支21との交点に至り、同点から同村道を西進し、村道1号線支28との交点に至り、同点から同村道を北進し、村道1号線との交点に至り、同点から同村道を北進し、村道1号線支33との交点に至り、同点から同村道を北東進し、小川村と鬼無里村の村界との交点に至り、同点から同村界を東進し、村道22号線支3との交点に至り、同点から同村道を南進し、村道22号線との交点に至り、同点から同村道を西進し、県道小川長野線との交点に至り、同点から同県道を西北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約270ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

森林保全課

長野県告示第595号

みどりのアクション推進事業補助金交付要綱を次のように定め、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

みどりのアクション推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、公園、道路周辺等住民の生活に身近な場所でのみどりづくり及び採石跡地の緑化を推進するため、知事が適當と認める個人又は団体が行うみどりのアクション推進事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

事業の種類	経 費	補 助 率
みどりづくり活動資材助成事業	自治会、町内会等が行う住民の生活に身近な場所でのみどりづくりを推進するために必要な緑化資材又は道具の購入等に要する経費	10分の10以内
採石跡地のみどりづくり事業	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による許可を受けた者その他知事が適當と認める団体が行う採石跡地(同項の規定による許可を受けてされた土石の採掘に係る採石跡地で知事が別に定める基準に適合するものに限る。)の緑化に要する経費	2分の1以内

(補助金交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 第2の表に掲げる事業について、次の変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して承認を受けること。
 - ア 補助金額を変更しようとするとき。
 - イ 事業費を3割を超えて増減しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難になったときを含む。)は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理をするとともにその効率的な運用を図ること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したときは、当該補助事業に係る補助金の全部又は一部を県に納付せることがあること。
- (5) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用方法その他について条件を付することがある。

(交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、みどりのアクション推進事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業費の積算資料

3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書等)

第5 第3第1項第1号及び第2号の規定による承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 第3第1項第1号のアの場合 みどりのアクション推進事業補助金交付変更承認申請書
- (2) 第3第1項第1号のイの場合 みどりのアクション推進事業計画変更承認申請書
- (3) 第3第1項第2号の場合 みどりのアクション推進事業中止

(廃止・完了期限延長)承認申請書

2 補助事業者は、軽微な変更をしようとするときは、みどりのアクション推進事業計画変更報告書により速やかに知事に報告するものとする。

(状況報告書等)

第6 補助事業者は、知事の請求があったときは、別に定める基準日現在における第2の表の事業の遂行状況を、みどりのアクション推進事業遂行状況報告書により、速やかに知事に報告するものとする。

(実績報告書等)

第7 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、みどりのアクション推進事業事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書

(2) 事業費の精算資料

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の請求)

第8 補助事業者が補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、みどりのアクション推進事業補助金交付（概算払）請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第9 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の提出部数及び経由)

第10 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正副本2部とし、補助事業が行われる区域を管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の長を経由するものとする。

森林保全課

長野県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により認定した県道の路線を次のように変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年11月16日まで、長野県土木部道路維持課において、一般の縦覧に供します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

路線番号	新旧別	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
			終 点		
11	旧	高根富士見線		山梨県北巨摩郡大泉村	起点 山梨県北巨摩郡高根町
	新	ほくと 北杜富士見線			起点 山梨県北杜市

道路維持課

長野県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年11月16日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

1 道路の種類 県道

2 路線名 川上佐久線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡八千穂村大字穂積2386番の5地先から 南佐久郡八千穂村大字穂積2350番の2地先まで	旧	m 5.7～8.2	km 0.2292
同上	新	8.0～9.2	0.2292

道路維持課

長野県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年11月16日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 403号
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字須坂字宗石357番の1地先から 須坂市大字須坂字青木1433番の8地先まで	旧	m 9.0～42.0	km 0.1400
同上	新	m 12.0～42.0	km 0.1400

- 2(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 406号
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字須坂字宗石1309番の46地先から 須坂市大字須坂字横町353番の10地先まで	旧	m 11.0～27.0	km 0.1690
同上	新	m 13.5～28.0	km 0.1900

道路維持課

長野県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年11月16日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 403号
 (2) 供用を開始する区間
 須坂市大字須坂字宗石357番の1地先から
 須坂市大字須坂字青木1433番の8地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成16年11月1日
- 2(1) 路線名 406号
 (2) 供用を開始する区間
 須坂市大字須坂字宗石1309番の46地先から
 須坂市大字須坂字横町353番の10地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成16年11月1日

道路維持課

長野県佐久地方事務所告示第7号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成16年10月15日、次のとおり壳りさばき人の住所変更の届出がありました。

平成16年11月1日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

名 称 久保田 怜男
 新住所 小諸市六供乙273
 旧住所 小諸市甲3393-1

会計課